平成２６年（フ）第３７５号
名古屋市港区新茶屋５丁目2110番地の１
破産者　中村　友紀
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８７号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番35―202号、前住所大阪府和泉市上代町776番地の１―714
破産者　辻本　　光
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６１号
堺市西区浜寺石津町東３丁11番23号
破産者　井辺　養仁
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地63棟1408号、開始決定時の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番11―1409号、従前の住所神戸市垂水区歌敷山４丁目11番76―401号
破産者　鹿塩　正次
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３０号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番４―406号
破産者　廣瀬　美樹
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９３号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目20番12号　105号、前住所兵庫県川西市緑台１丁目１番地の64
破産者　白川　宇吉
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目20番12号　105号、前住所兵庫県川西市緑台１丁目１番地の64
破産者　白川　清子
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
兵庫県宝塚市亀井町12番51号、前住所兵庫県西宮市甲東園１丁目10番28号
破産者　神戸　千代（旧姓清川）
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
奈良県大和郡山市小泉町3617番地15
破産者　宮本　聖至
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１３０号
福岡県久留米市国分町258番地６
破産者　堤　　城作
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６４４号
北九州市門司区小松町１番２―202号
破産者　脇田　歩美
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８７号
佐賀県三養基郡基山町大字園部2789番地１エクセレントパークＢ203号
破産者　西岡　郁江
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
佐賀県佐賀市兵庫北６丁目15―11　メゾンフレイズＢ101、住民票上の住所佐賀県佐賀市兵庫北５丁目８番１―1101号　オーヴィジョン夢咲
破産者　東山　勇気
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
佐賀県神埼市脊振町鹿路3971番地
破産者　池田　朋子
１　決定年月日　平成26年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田91番地１
破産者　三上　正明
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田91番地１
破産者　三上　　節
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
茨城県ひたちなか市山ノ上町８番１号　ハウス大里Ａ101
破産者　檜山都志幸
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３８号
山梨県北杜市明野町浅尾151番地
破産者　篠原　　匡
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
山梨県南アルプス市荊沢391　サンハイム102号室、住民票上の住所山梨県南アルプス市山寺13番地１
破産者　藍原　美香
１　決定年月日　平成26年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係